

電 気 需 給 契 約 書

件 名 令和7・8年度国立文楽劇場構内で使用する電気の調達
(契約電力 570 キロワット 予定使用電力量 2,330,000 キロワット時)

発注者である独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「甲」という。）と供給者（以下「乙」という。）との間において、国立文楽劇場構内で使用する電気の需給について、次の条項によって需給契約を締結する。

第1条（契約の目的）

- 乙は、別紙仕様書に基づき甲の国立文楽劇場構内で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。
- 本契約における詳細については、別紙の仕様書に定めるものとする。

第2条（契約金額）

- 契約金額は次のとおりとする。

（基本料金単価）

	基本料金単価 (1 kW・月につき)	消費税及び 地方消費税額	合 計
契約電力	円	円	円

（電力量料金単価）

	従量料金単価 (1 kWhにつき)	消費税及び 地方消費税額	合 計
夏季月（7月～9月）	円	円	円
その他季月平日	円	円	円

- 乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、甲乙協議の上、契約金額を改定することができる。

第3条（需要場所及び期間）

乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場 所 大阪市中央区日本橋1丁目12番10号 国立文楽劇場構内
期 間 令和7年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

第4条（契約保証金）

甲は乙に対し、本契約の締結につき甲の会計規程第26条に基づく契約保証金の納付を免除する。

第5条（使用電力量の増減）

甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

第6条（計量及び検査）

乙は、毎月1日（以下「計量日」という。）に使用電力量を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

第7条（料金の算定期間）

料金の算定期間は前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

第8条（料金の請求及び支払）

- 1 乙は第6条に定めた検査終了後、第2条の規定に基づき支払請求書を作成（円未満の端数切り捨て）し、対価の支払いを甲に請求するものとする。
- 2 料金は、第2条に定めた契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額（ただし、力率割引又は割増を行う場合は、力率割引又は割増して得た額とする。）（以下、「基本料金」という。）に、当該月における使用電力量に第2条に定めた契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た金額（以下、「電力量料金」という。）を加算した金額に、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金を加えた額又は差し引いた額とする。
- 3 基本料金に係る力率割引については、乙の定める電力供給条件による。
- 4 電力量料金に係る燃料費調整額については、使用電力量に大阪府内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）による燃料費調整単価を乗じて得た金額（小数点以下第3位の端数切り捨て）とする。
- 5 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金は、大阪府内の一般送配電事業者が定める標準供給条件（基本契約要綱）による。
- 6 乙は第1項に係る請求書を作成し、甲の国立文楽劇場部事業推進課事業推進係に送付するものとする。
- 7 甲は乙から適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

第9条（事情変更）

- 1 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。
- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

第10条（秘密保持）

乙は、本契約の締結及び履行に当たって知り得た甲の業務上の一切の情報を第三者に開示・漏洩せず、又は本契約以外の目的に利用してはならない。本契約期間終了後においても同様とする。

第11条（契約の解除）

- 1 甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当する場合において、甲が14日以上を定めて当該状態の修補を乙に書面又は電磁的記録で求めたにもかかわらず、乙が当該状態を修補しないときは、乙の帰責事由の有無にかかわらず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - （1）正当な理由なく本件物品を納入しない又は納入する見込がないと甲が認めたとき。
 - （2）前号のほか、乙がこの契約条項に違反したと甲が認めたとき。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、乙の帰責事由の有無にかかわらず、何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - （1）監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。
 - （2）会社更生、民事再生手続、破産の申立てをなし、又は申立てを受けたとき若しくは銀行取引停止処分を受けたとき。
 - （3）差押え、仮差押え、仮処分又は競売の申立てがあったとき、若しくは租税滞納処分を受けたとき。
 - （4）合併に依らない解散又は営業の全部を第三者に譲渡したとき。
 - （5）前各号以外に財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - （6）甲に重大な危害又は損害をおよぼしたとき。
 - （7）甲の信用を著しく毀損したとみなされるとき。
 - （8）乙が、第6条の検査に合格せず、直ちに修補等をしなければ甲が本契約の目的を達成することが困難なことが明らかなきとき。
 - （9）民法542条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる場合。
 - （10）その他上記各号のいずれかに準ずるとき。
- 3 甲は、前二項の解除をした場合にも、乙に対して、生じた損害の賠償を請求できるものとする。また、甲は、乙に対して、既に支払った代金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

第12条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
 - （1）自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）である

こと。

- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを保証する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の規定により本契約を終了した場合、相手方に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとする。

第13条(不当介入に関する通報・報告)

乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第14条(損害賠償)

乙は、本契約の定め反して、甲に損害を与えた場合には、甲が被った損害を賠償しなければならない。

第15条(談合等不正行為があった場合の違約金等)

- 1 乙又はその役職員が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額（本契約締結後、契約金額又は契約単価の変更があった場合には、変更後の契約金額又は契約単価に予定数量を乗じて得た金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「供給者等」という。）に対して行われたときは、供給者等に対する命令で確定したものをいい、供給者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、供給者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 本契約に関し、乙又はその役職員の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
 - 3 乙は、本契約に関して、第1項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第16条（遅延利息）

乙が、甲に対し、前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第17条（債権譲渡の禁止）

乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の事前の書面による承諾を得

た場合を除き、第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。ただし、乙が、本契約によって生じる権利を、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して譲渡する場合にあっては、この限りではない。

第18条（不可抗力）

甲及び乙は、地震、台風、津波その他の天変地異、戦争・内乱・暴動、テロ行為、重大な疾病・感染症、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故その他自己の責めに帰すことのできない不可抗力により、契約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行が発生した場合、その責任を負わない。ただし、当該不可抗力により影響を受けた乙は、当該不可抗力による履行遅滞、履行不能又は不完全履行の影響が軽減されるよう合理的な最善の努力を尽くすものとする。

第19条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

第20条（協議事項）

- 1 甲及び乙は、本契約書に定めのない事項については、誠意をもって協議のうえ解決する。
- 2 甲及び乙は、前項の協議を行う場合であって、相手方の求めがあるときには、当該協議を行う旨の合意を書面又は電磁的記録にて行うものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通ずつを保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪市中央区日本橋1丁目12番10号
独立行政法人日本芸術文化振興会
分任契約担当役
国立文楽劇場部長 中島 敏隆

乙